



特集《 Persécution des juifs et espace urbain
Paris, 1940-1946 》, Histoire urbaine, 2022,
no. 62. (書評)

古城, 一樹

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:22*-30*

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485244>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485244>



特集 « Persécution des juifs et espace urbain
Paris, 1940-1946 », *Histoire urbaine*,
2022, no. 62.

古城 一樹

本稿では、フランスの都市史で最も著名な雑誌『都市史』*Histoire Urbaine* (2022年1月, 62号) にて組まれた特集「ユダヤ人迫害とパリの都市空間 1940-1946」⁽¹⁾ を紹介し、論点の整理を行ったうえで、特集の意義を考察したい。ヴィシー政権期のパリを研究する地理学者 (Maël Le Noc) と歴史学者の6つの論文で構成された本特集は、分析対象をパリ市全域ではなく、それぞれの研究目的に応じて、街路、建物、行政区、ユダヤ人街といった様々な空間スケールに設定した点に特徴がある。こうした方法論をとることで、本特集は迫害に関わった人びとの行動や策略をより具体的かつ包括的に明らかにすることを目指している。

ユダヤ人迫害を空間の視座から分析する研究の多くはこれまでナチス期ドイツの諸都市や、東欧では、ワルシャワやブタペスト、またはゲットーを対象に行われてきた。占領期のパリを対象とした研究ではそのような視座からの分析は少なかったが、本特集はセーヌ県の行政組織が残した史資料と先述の都市史的アプローチを駆使することで、「第二次世界大戦期のパリにおけるユダヤ人迫害の社会史に新たな道を切り開く」⁽²⁾ ことに成功していると思われる。

個々の論文を紹介する前に、1940年代のパリにおけるユダヤ人迫害の概容を簡単に確認しておく。1940年代のパリは「西欧において最大のユダヤ人社会」⁽³⁾ であり、1940年のパリ警視庁によるユダヤ人調査では、約15万人のユダヤ人が確認された。また、彼らの大半は東欧やロシアで起きたユダヤ人迫害から逃れてきた人々で、信仰にあつく、左派思想に共感を抱く人々であったとされている。占領期のパリでは約4万人のユダヤ人が殺害されたが、その一方で、ユダヤ人の約3分の2が迫害から逃れることができた⁽⁴⁾。多くのユダヤ人が生き延びることができたのは彼ら自身の試みによるものだ

けでなく、程度の差こそあれ近隣関係の援助があつてのことと推察され、こうした逃亡の実態は、それまでユダヤ人が置かれていた生活の場や周囲の環境についての再考を促すという点で重要なのである。以下、本特集に掲載された6つの論文を順に要約する。

(1) 「存在、隣接、消失 パリにおけるユダヤ人迫害の空間的アプローチ 1940-1944」⁽⁵⁾ (Maël Le Noc)

本稿が分析するアール・ゼ・メティエ地区とアンファン・ルージュ地区は3区の北部に位置する行政区であり、ユダヤ人街として当時有名であったマレ地区の北側に位置する区画である。著者は当該地区に関する史料⁽⁶⁾と区画データ⁽⁷⁾をGIS(地理情報システム)にあてはめることで、両地区におけるユダヤ人の居住状況とユダヤ人検挙の実態を数量的に明らかにした。その上で、著者はユダヤ人の集住と彼らの逃亡可能性の関連に注目する。これまでの研究では、ユダヤ人街に住むユダヤ人は検挙に関する情報を事前に知ることが可能であったとされ、近隣住民によって援助してもらう可能性も高く、生存する可能性が高いと考えられていた⁽⁸⁾。しかし、著者によって提示されたデータはユダヤ人の集住と検挙数の間に単純な相関関係がないことを示し、先行研究の欠陥を指摘した⁽⁹⁾。本研究は様々な統計データを駆使して、こうしたユダヤ人迫害の複雑なプロセスに迫ることができた点で評価できるものの、同地区におけるユダヤ人迫害の被害状況の大小に、どのような要因が働いたのかについて具体的に分析することはできていない。

(2) 「『彼らがあなたのお母さんと姉妹を連れて行ったわ…』 パリ市3区における1942年7月16日の大規模検挙」⁽¹⁰⁾ (Laurent Joly)

本稿は先の論文と同様、3区を分析の対象とし、同地区におけるヴェル・ディヴ事件の展開を検討している。ヴェル・ディヴ事件とは1942年7月16日から17日にかけて、パリにて行われた大規模ユダヤ人検挙であり、まず筆者はこの事件が起きるまでの経緯を整理している。その検討のなかで、3区は小さい行政区であるにもかかわらず、当日の検挙では目標の29パーセントにあたるユダヤ人しか逮捕できなかったことが判明した。次に、筆者はロジェ・ブシノの小説『ルーヴルの切符売り場』Les Guichets du Louvre (1960)——ヴェル・ディヴ事件当日にユダヤ人を検挙から逃がそうと試みた

ブシノ自身の伝記——を通じて、3区における検挙を地理的に分析する⁽¹¹⁾。この分析によって、検挙にあたった警察官の態度や検挙に遭遇したユダヤ人の混乱した様子を詳細に明らかにした。

本稿の特筆すべき点は、研究対象を3区に限定することで、検挙におけるパリ警察の実動を解明したことに加え、ユダヤ人迫害に抵抗する人々を具体的に浮き彫りにしたことにある。ただし、ロジェ・ブシノの小説を史料として用いることの意義や問題点はより詳細に明示されるべきではないかと思われた。

(3)「喪失の景観 家具作戦とパリにおける略奪および返還の地理学 1942-1946」⁽¹²⁾ (Shannon L. Fogg)

本稿では、ユダヤ人検挙の後に、彼らの住居をねらって行われた「家具作戦」l'Opération Meuble が取り上げられている。「家具作戦」とは、ドイツのユダヤ人財産回収局⁽¹³⁾とセーヌ県住宅局とが共同で実施した作戦であり、ユダヤ人の家および家具の収奪を目的とした。同作戦については、ユダヤ人財産回収局がこれに関する書類を破棄したため、これまではあまり分析されてこなかった。しかし、著者はパリ解放後に行われた家具の返還作業に係る書類⁽¹⁴⁾を史料として用いることで、家具作戦とユダヤ人迫害の展開を照射している。

本稿はパリ市17区を分析する。この地区はそれほどユダヤ人が集住していたわけではなかったものの、家具作戦による略奪の被害が甚大であった。この原因について、著者は次の3点で説明している。第一に、17区の近くにはドイツ当局の行政機関があったため、この距離の近さが被害に大きな影響を与えたこと。第二に、同地区には富裕層のユダヤ人が多く住んでおり、占領当局が彼らの財産の収奪を積極的に狙ったこと。最後に、同地区のユダヤ人の多くが生き残ったことで、返還申請者数が他地域に比べて多くなったことである。彼らはパリ解放間近の1944年頃に検挙されており、このことは、富裕層の多く住む17区では遅くまで検挙が実施されなかったことを示唆し、ユダヤ人検挙の多様な様相を垣間見せている。本稿は戦後のユダヤ人への家具返還を事例に、大戦期のパリに居住するユダヤ人の多様性や地区による迫害の相違といった新たな問題に迫る重要な研究である。

(4)「収奪と隣人 パリの住居、1943-1944」⁽¹⁵⁾ (Isabelle Backouche, Sarah Gensburger, Elic Le Bourhis)

先述の「家具作戦」とは別に、1943年5月にセーヌ県行政局とユダヤ人問題総合委員会（以下CGQJと略記）⁽¹⁶⁾は、ユダヤ人の住宅を戦争による爆撃の被害者に割り当てる政策を実施した。この政策により上述の機関に申請し、審査に通れば誰でも、ユダヤ人所有者が検挙されて空室になった住宅に住むことができた。本論文は、ユダヤ人迫害を機に彼らの住宅を「収奪」した人々を「隣人 *voisin*」と位置付け、先述の申請書類⁽¹⁷⁾とCGQJあての申請者の手紙⁽¹⁸⁾を史料として用いて、彼らの特徴を分析する。「隣人」はパリ市北東部に多く住んでおり、彼らは自らの居住地の近くにあるユダヤ人住宅を略奪する傾向にあった。また、この政策は爆撃の被害者を対象にしながらも、実際にこの理由で申請した「隣人」はかなり少なかった。つまり、「隣人」は別の理由を用いて、ユダヤ人の住宅収奪を正当化したのである。とりわけ、その正当化に「女性の論理」⁽¹⁹⁾が使われたとする分析は特筆すべきである。著者はこの申請に独身の女性が多いことを指摘し、彼女らが「女性としての弱さ」⁽²⁰⁾を主張することで、ユダヤ人の住居収奪を正当化し、許可を得ようとしたという。しかし、性別のみならず、彼女らの社会的階層にも着目する必要がある。この事例は「インターセクショナリティ」⁽²¹⁾の観点からの分析が有効であるように思われる。

(5)「占領期のパリにおけるユダヤ人大ブルジョワの邸宅の徴用、収奪および略奪 イエナ通りとアメリカ広場を例に」⁽²²⁾ (Cyril Grange)

前掲論文のように、占領期パリのユダヤ人迫害と住宅問題を分析する研究は、貧困層のユダヤ人が多く住むパリ市東部を中心に行われている。著者はそのことを指摘したうえで、ユダヤ人大ブルジョワが多く住むイエナ通りとアメリカ広場の建築物を分析する。史料は第四論文で用いられた史料⁽²³⁾と1936年と1946年の国勢調査、および1945年の連帯税 *l'Impôt de solidarité nationale* 徴収にあたって申告された財産に関する書類である。

まず、著者はユダヤ人の住宅が収奪されるまでの過程について、セーヌ県庁の配下にあるドイツ不動産請求局を中心に整理する。同機関は、ハーグ条約と休戦協定に基づき、ドイツ軍から収奪するよう指示されたユダヤ人の住宅の所有権を剥奪し、他方で、当該住宅の所有者には補償金を支払った。こ

のような手続きを経て、イエナ通りとアメリカ広場のユダヤ人の住宅の多くはドイツ占領軍の施設として利用されることになった。また著者は、収奪された際に支払われた補償金がユダヤ人所有者にではなく、実際には彼らの代理で手続きを行った管財人に支払われたことを指摘している。

(6) 「ショアー後のパリにおけるユダヤ人の社会経済的な紛争からの復帰

ルネ・ブーランジェ通りの借家人の間の係争を例に、1944-1946」⁽²⁴⁾ (Hilary S. Handin)

本稿は、迫害によって家を追われたユダヤ人と彼らの家を略奪した人々との間で争われた、家の所有権をめぐる裁判を分析している。分析対象は10区のサン・マルタン運河地区のルネ・ブーランジェ通り66番地にある住宅であり、主として用いられた史料は10区の治安裁判所で行われた訴訟に関する書類である⁽²⁵⁾。当該区域では13のユダヤ人住居が収奪されたが、そのうち12の建築物をめぐる返還を求める裁判が行われ、その結果、ユダヤ人にすべて返還された⁽²⁶⁾。

この事例の重要な点は裁判の結果よりも、むしろ裁判の過程でみられた双方のナショナリズム的な主張にある。原告にあたるユダヤ人は迫害による被害を補償する目的で制定された、1944年11月14日の法にしたがって「同意なしに建物を追い出された」ことを主張するだけでなく、どれだけ自らがフランスに貢献してきたかということを強調した。一方、被告側は彼らの国籍に言及することで応酬した。つまり、「フランス人」である私たちではなく、なぜ、フランス国籍をもたない者を国家は保護するのかと反論したのである。また、訴訟に伴い被告側を支持するデモ運動が発生していた。同運動では、「ユダヤ人のためにフランス人を追放するな!」といった反ユダヤ主義的な言説が飛び交った。このように、本稿は住宅の返還をめぐる、本来関係のないはずの国籍の正当性を双方（ユダヤ人/非ユダヤ人）が自らの利益のために主張したことと、戦後も続くユダヤ人の差別および苦悩を明らかにした。

以上が特集の内容である。本特集では占領期のパリにて起きたユダヤ人検挙（第一論文、第二論文）、ユダヤ人財産の略奪（第三論文、第四論文、第五論文）、そしてパリ解放後に行われたユダヤ人財産の返還（第三論文、第

六論文) が様々な空間スケールで検討されたが、評価すべき点は以下の二つである。第一はユダヤ人迫害をめぐる占領当局、セーヌ県行政、住民相互の関係性を可能な範囲で明らかにしたことである。この関係性はそれぞれの論文が検討した領域のみに現れた、極めて小さな事例であるが、こうしたミクロストリアは占領期パリのユダヤ人迫害に関する複雑な実態を明らかにした。例えば、ユダヤ人を助ける警察官や民間人の存在、あるいは反ユダヤ主義的政策を実行する際のセーヌ県行政、警察、民間人それぞれの策略などが、分析領域を限定することでより具体的に提示されたのである。第二は様々な史料や方法論が紹介されている点である。特集では、ユダヤ人の住居に関する資料(パリ市文書館の Pérotin シリーズ) や、CGQJ に送られた書簡(国立文書館の AJ 38 シリーズ) といった史料が紹介されており、また、方法論については「隣人」という分析概念や、戦後に作成された史資料(ユダヤ人の家具や住宅の返還に関する申請書および裁判資料) を用いてヴィシー政権期のユダヤ人迫害を分析する方法論が取りあげられていた⁽²⁷⁾。これらは占領期のパリだけでなく、他の都市におけるユダヤ人迫害の歴史研究にも新たな分析手法をもたらすであろう。

ただ、この特集に関して課題がないわけではない。第一に、パリ市郊外が分析されていないことである。本特集でも述べられているように、1940 年のパリ警視庁の調査で確認されたユダヤ人 15 万人のうち、約 1 万 7000 人がパリ市郊外に住んでいた⁽²⁸⁾。にもかかわらず、同地区の分析がないのは残念と言わざるを得ない。第二に、それぞれの論文を横断する分析の欠如である。一つの論文の中における占領当局、パリ市行政、住民の間の相互の関係性は丁寧に分析されているものの、各論文で登場した行政諸機関がどのような指揮系統、及び関係性のもとにあったのか、十分な説明がなされていない。一例に、ユダヤ人財産収集局(第三論文)とドイツ不動産請求局(第五論文)の財産収奪をめぐる関係性が挙げられるが、こうした行政機関どうしの関係に関する包括的な分析はパリにおけるユダヤ人迫害の理解のために必要であろう。

とはいえ、本書の取り組みはヴィシー政権期のユダヤ人迫害に関する研究に新たな知見をもたらした。従来の研究では、ヴィシー政権がユダヤ人迫害に積極的に加担したことは明らかになっていたが、ユダヤ人に対する差別的な諸政策に住民はどのように対処したのか、また住民の行動は行政にどのよ

うな影響を与えたのか、そして多くのユダヤ人が検挙から逃れることができたのはなぜなのかという疑問が取り残されたままであった⁽²⁹⁾。本特集はこうした問題に迫る方法論や史料を提示し、反ユダヤ主義やレイシズムを見直す昨今の研究動向を鑑みつつ実証を試みた点において、極めて重要であるといえよう⁽³⁰⁾。

註

- (1) 以下、「Persécution」と略記。
- (2) « Persécution », p. 6.
- (3) « Persécution », p. 6.
- (4) また、占領期には数万人のユダヤ人がパリ市内に潜伏していたのではないかと推測されている。「Persécution », p. 7. ロバート・O・パクストン、渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス—対独革命と国民革命 1940-1944』柏書房、2004年、15頁。
- (5) « Présences, proximités et disparitions. Une approche spatiale de la persécution des Juifs à Paris 1940-1944 »
- (6) 著者が主として用いた史料は、1940年10月に行われたユダヤ人世帯調査 (Archives de la Prefecture de Police, ID16 04) および 1936年国勢調査 (Archives de Paris 75, D2M8, 548, 549) である。また、検挙されたユダヤ人に関する情報を補うために次のサイトを使用している。Selge Klarsfeld et Jean-Pierre Stroweis, *Le Mémorial de la déportation des juifs de France*, version en ligne, 2019.
- (7) 著者は当時の両地区の区画割を以下のサイトから入手している。l'Atelier Parisien d'Urbanisme のサイト : <https://opendata.apur.org/>. l'Information Géographique et Forestière のサイト : <https://remonterletemps.ign.fr/>. « Persécution », p. 19.
- (8) 著者は次の研究を挙げている。Laurent Joly, « L'Etat contre les Juifs: Vichy, les nazis et la persécution antisémite », Paris, Grasset, 2018, p. 92. Laurent Joly, "The Parisian Police and the Holocaust: Control, Round-ups, Hunt, (1940-1944)", *Journal of Contemporary History*, 2019, online, 44. « Persécution », p. 32.
- (9) 著者の作成した統計によると、検挙で摘発される確率が一番高かったのは13のユダヤ人世帯が住むアパルトマンで、これは12世帯以下のユダヤ人が住むアパルトマンで摘発される確率に比べかなり高い。したがって、集住が必ずしもユダヤ人の生存確率を上げたわけではない。とはいえ、14世帯のユダヤ人が住むアパルトマンと1世帯のユダヤ人が住むアパルトマンで摘発される確率はさ

ほど変わりはないため、パリ市警察による検挙がユダヤ人の多く住むアパルトマンを狙って行われたとは言えない。これらのことから、著者は迫害からの逃亡成功の要因に集住や検挙の手順だけではない、その他の要因があったのではないかと指摘する。「Persécution」, p. 32.

- (10) « « Ils ont emmené votre maman et votre petite sœur... » La grande rafle du 16 juillet 1942 à l'échelle d'un quartier du 3e arrondissement de Paris »
- (11) « Persécution », p. 49.
- (12) "A Landscape of Loss. The Furniture Operation and the Geography of Looting and Restitution in Paris, 1942-1946"
- (13) ドイツでは、ディエンシュテール・ヴェスタン Dienststelle Westen と呼ばれた。西部当局という意である。「Persécution」, p. 59.
- (14) 筆者は次の史料を挙げている。Archives nationales de France, AJ 38, 5909-5927. « Persécution », p. 62.
- (15) « Spoliation et voisinage. Le logement à Paris, 1943-1944 »
- (16) ユダヤ人問題総合委員会は 1941 年 3 月に設立されたヴィシー政府の組織であり、(1) ユダヤ人法案の検討 (2) ユダヤ人財産処分の日付決定 (3) ユダヤ人付きの管財人の指名および統括を目的とした。菅野賢治『フランス・ユダヤの歴史 (下) —二〇世紀から今日まで』慶義塾大学出版会、2016 年、126 頁。
- (17) 筆者は次の史料を提示している。Archives de Paris. 75, coté fonds Pérotin 901/62/1, 133W. « Persécution », p. 83.
- (18) 一例に、筆者は次の史料を挙げている。Archives National. AJ 38 815. « Persécution », p. 84.
- (19) « Persécution », p. 99.
- (20) « Persécution », p. 99.
- (21) 三成美保「焦点 ジェンダー史の意義と可能性」『岩波講座世界歴史 1 世界史とは何か』岩波書店、194-195 頁。
- (22) « Réquisitions, spoliations et pillages dans les demeures de la grande bourgeoisie juive parisienne pendant l'Occupation. Les exemples de l'avenue de Iéna et de la place des États-Unis »
- (23) 本稿の註 17 と註 18 を参照。
- (24) « La Réinsertion socioéconomique troublée des juifs parisiens après la shoah. Le cas des conflits entre locataires au 66 rue René Boulanger, 1944-1946 »
- (25) 筆者は次の史料を挙げている。Archives de Paris, 75, carton 238-241, 1944-1947. « Persécution », p. 131.
- (26) 訴訟が激化した原因の一つに、当地のアパルトマンが周辺地域のアパルトマンより好物件であったことが挙げられる。「Persécution」, pp. 133-134.
- (27) その他の史料や方法論の詳細については以下を参照。「Persécution」, pp. 8-

13.

- (28) « Persécution », p. 7.
- (29) ユダヤ人に対する差別的な諸政策に住民はどのように対処したのかという疑問には第二論文や第四論文、また、住民の行動が行政の政策にどのような影響を与えたのかという疑問には第四論文、そしてユダヤ人の3分の2が迫害から逃れることができたのはなぜなのかという問題には、第一論文、第二論文、第三論文が可能な限りで応答している。ロバート・O・パクストン、渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランスー対独革命と国民革命 1940-1944』柏書房、2004年、15頁。
- (30) ヴィシー政権がユダヤ人の強制移送に加担してから80年経った2022年、フランス政府主導でユダヤ人迫害に関する記憶の継承を目的とした次のような取り組みが行われている。<https://www.vie-publique.fr/dossier/285440-memoire-de-la-shoah-80-ans-apres-la-rafle-du-vel-dhiv> (2023.3.22 確認済み) また、フランスの都市に関する研究ではレイシズムの分析が増えており、次のような研究がある。安田浩一『団地と移民ー課題最先端「空間」の闘い』角川新書、2022年。森千香子『排除と抵抗の郊外ーフランス〈移民〉集住地域の形成と変容』東京大学出版会、2016年。